

介護老人保健施設こまち 入所サービス・短期入所療養介護サービス契約書

〇〇 〇〇 様 (以下「利用者」という)と介護老人保健施設こまち(以下「事業者」という)は、事業者が入所者に対して行う介護保険施設サービスについて、次のとおり契約をします。

第1条 契約の目的

1 入所サービスについて

事業者は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方利用者及び連帯保証人は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

2 短期入所療養介護サービスについて

事業者は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び連帯保証人は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

第2条 契約期間

1 入所サービスについて

- ①この契約書の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、上記契約期間の満了前に、利用者が要介護区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
- ②前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約書は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新させるものとします。
- ③本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
- ④退所日から1年以内に本施設へ再入所した場合この契約書を有効とし、再入所日より契約期間は上記内容と同一とします。

2 短期入所療養介護サービスについて

- ①本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を事業者に提出したのち、 年 月 日以降から効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- ②利用者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し事業者を利用することができるものとします。

第3条 介護保険施設サービス

- 1 事業者は施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめます。
- 2 事業者はその心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要であると認められる者を対象に施設サービスを提供します。
- 3 事業者の医師は、利用者の病状からみて事業者において自ら必要な医療を提供することが困難と認められたときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所へ入院の為の措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。
- 4 事業者は施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、療養を妥当適切に行います。
- 5 事業者は施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行います。
- 6 第2項のサービス従業者は、医師、薬剤師、介護支援専門員、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、看護・介護職員、支援相談員、事務員等です。

第4条 サービス提供の記録

- 1 事業者は、利用者の入所サービス・短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します(診療録についても5年間保管します)。
- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。但し、連

帯保証人その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾、その他事業者が必要と認めた場合に限り、これに応じます。また、申請に当たっては文書での申込みなど当法人の手続きに基づいて行います。

第5条 施設サービス計画

- 1 事業者は介護支援専門員が作成した施設サービス計画に基づいて施設サービス計画を提供します。
- 2 事業者の介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供にあたる他の従業員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画を作成します。
- 3 事業者の介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の従業員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画変更を行います。

第6条 秘密保持及び個人情報保護

- 1 事業者及びサービス従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、施設サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者はサービス担当者会議等において必要があった場合のみ、他のサービス提供等に利用者の個人情報の提供することがあります。
- 3 事業者は事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た入所者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 4 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第7条 利用者負担の額

- 1 利用者は事業者に対して、所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払います。
(〈別紙1〉、重要事項説明書、7. サービス利用及び利用者負担 参照)
- 2 事業者は、利用者又は連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び連帯保証人が指定する者に対して、領収書を交付します。
- 3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額については、重要事項に定めます。
- 4 サービス利用料金の滞納があった場合は、連帯保証人が利用者に代わって支払いをします。

第8条 料金の変更

- 1 事業者は利用者に対して文書で通知することにより利用料金単位毎の料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく内容の説明を行います。
- 3 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業者に対してこの契約を解約することができます。

第9条 契約の終了

- 1 入所サービスについて
 - ①利用者は事業者に対して、契約終了希望日の1週間前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
 - ②事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ③次の事由に該当した場合、利用者は直ちにこの契約を解約することができます。
 - (i)事業者が正当な理由なく施設サービスを提供しない場合
 - (ii)事業者が守秘義務に違反したとき
 - (iii)事業者が利用者または家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (iv)事業者が破産したとき
 - ④次の事由に該当した場合は、事業者の文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (i)利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合

- (ii)利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合
- ⑤次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (i)利用者が他の介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - (ii)利用者の要介護認定区分が非該当または要支援1、要支援2と認定された場合
 - (iii)利用者が死亡した場合
- 2 短期入所療養介護サービスについて
 - ①利用者及び連帯保証人は、事業やに対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び連帯保証人は、速やかに事業者及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。
 - ② 事業者は、利用者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。
 - (i)利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - (ii)利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 - (iii)利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切な短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供を超えると判断された場合
 - (iv)利用者及び連帯保証人が、本契約に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合
 - (v)利用者が、事業者、事業者の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - (vi)天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業者を利用させることができない場合

第10条 身体拘束

- 1 事業者は原則として利用者に対して身体拘束はないものとします。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業者の医師がその容体および期間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、家族へ説明を行います。

第11条 苦情処理

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、支援相談員等又は保険者等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。また、事業所内に設置されている「ご意見箱」に文書で投函して申し出ることができます。
- 2 事業者は自ら提供した施設サービスに関する利用者からの要望、苦情に迅速かつ適切に対応します。
- 3 事業者は利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条 損害賠償責任

- 1 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者が生じた損害について賠償する責任を負います。第6条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を命じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条 損害賠償がなされない場合

- 1 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ②利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

- ④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第14条 事故発生への対応

- 1 事業者は利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 3 事業者は事故が発生した場合には「事故報告書」に記録を残し、それを基に対処方法を検討し是正処置を行い、再発防止に努めます。

第15条 非常災害対策

- 1 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行います。

第16条 衛生管理

- 1 事業者は利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- 2 事業者は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めます。

第17条 緊急時の対応

- 1 事業者は、利用者に対し、医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 事業者は、利用者に対し、事業者における施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者及び連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第18条 連携

- 1 事業者は利用者の入退所等に関し、居宅介護支援事業所及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者はその他運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

第19条 信義誠実の原則

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他所法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第20条 虐待防止に関する事項

- 1 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとします。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所の従業者または養護者(利用者の家族など高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報する者となります。